

# 原子力損害賠償実施方針

北海道電力株式会社

制定・改正日	内容および理由
2020年3月31日制定	・原子力損害の賠償に関する法律第17条の2第1項の規定において定められている原子力損害賠償実施方針を制定。

(目次)

1. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所 .....	2
2. 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地 .....	2
3. 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類 .....	2
4. 前項に掲げる原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額 .....	2
5. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策 .....	4
(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方 .....	4
(2) 被害申出窓口の開設の方針 .....	4
(3) 被害の申出の受付の方針 .....	4
(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針 .....	4
(5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針 .....	4
6. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者の氏名又は名称及び住所並びに当該被害者に対する賠償額その他の被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置 .....	5
7. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策 .....	5
8. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策 .....	5
9. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策 .....	5
10. 原子力損害賠償実施方針の変更の記録（作成又は変更を行った日付、変更の内容及びその理由を含む。） .....	5
11. 原子力損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先 .....	6

# 原子力損害賠償実施方針

## 1. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

北海道電力株式会社  
北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地

## 2. 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

泊発電所  
北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1

## 3. 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」
- (2) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の運搬」
- (3) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める「原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の運搬」

## 4. 前項に掲げる原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」
  - a. 損害賠償措置の種類  
原子力損害賠償責任保険契約および原子力損害賠償補償契約の締結
  - b. 契約によりうめることができる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額
    - (a) 原子力損害賠償責任保険契約  
範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）  
金額：1,200億円
    - (b) 原子力損害賠償補償契約  
範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から

10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの

金額：1,200億円

(2) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の運搬」

a. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約および原子力損害賠償補償契約の締結

b. 契約によりうめることができる原子力損害の範囲と賠償に充てることのできる金額

(a) 原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中にその核燃料物質等により発生した事故に起因する原子力損害（ただし，原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）

金額：40億円

(b) 原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって，①地震，噴火又は津波によって生じた原子力損害，②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの

金額：40億円

(3) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める「原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の運搬」

a. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約および原子力損害賠償補償契約の締結

b. 契約によりうめることができる原子力損害の範囲と賠償に充てることのできる金額

(a) 原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中にその核燃料物質等により発生した事故に起因する原子力損害（ただし，原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）

金額：240億円

(b) 原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって，①地震，噴火又は津波によって生じた原子力損害，②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から

10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの

金額：240 億円

## 5. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

### (1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

常に被害者の救済と安心の確保を最優先に考えるとともに、賠償の内容や手続きにおいて、柔軟な対応に心がけ、被害者間の公平性が確保されるよう配慮して対応する。

### (2) 被害申出窓口の開設の方針

災害の拡大を防ぐための応急対策が終息する段階を一つの目安として、本店と必要に応じて複数の箇所に被害申出窓口を開設し、新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等により広く周知する。

被害申出窓口では、相談内容に応じた柔軟な対応を行う。

### (3) 被害の申出の受付の方針

被害者が円滑に申し出できるように、被害申出書等の案内書類をすみやかに提示する。

被害申出窓口に来ることができない請求者に対しても、関係地方公共団体や主要交通機関等と連携し、これらの施設等に案内書類を備置したり、案内書類を郵送等により配付するなどの配慮を行う。

また、被害者からの提出書類は必要最小限のものにとどめることなどにより、迅速に手続きを進める。

### (4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

被害者と解決に向けた話し合いを持ち、個別の具体的な事実関係等を確認しながらお互いの合意を積み重ねるなどにより、示談書の取り交わしに向けた調整を行う。示談書の取り交わし後には、迅速に賠償金を支払う。

また、示談書の取り交わし後に、その時点で予測できなかった新たな損害が判明した場合も、解決に向けて誠実に対応し、合意を積み重ねていく。

### (5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

迅速かつ適切な賠償のため、社内マニュアルにおいて具体的な業務処理方法および役割分担等を含む運用の細目をあらかじめ定め、賠償対応が円滑に進められるよう十分な体制を確保する。

また、被害状況に応じて、仮払いを実施する場合の関係機関との調整のすみやかな着手や損害が確定した部分からの支払いなどにより、賠償の迅速性と柔軟性を確保する。

## **6. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者の氏名又は名称及び住所並びに当該被害者に対する賠償額その他の被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置**

当該個人情報については、関係法令および当社個人情報保護方針に基づき、損害賠償の請求への対応のために必要な限度において適切に取得・利用し、管理する。

また、被害者との間の賠償請求手続きに関する経過・結果等については、適切に記録・管理、正確に更新・保存する。

## **7. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策**

平常時から、国、保険者およびその他関係機関と相互に連絡先を確認し、原子力損害が発生した場合には、損害の状況等の必要な情報を逐次共有する。

## **8. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策**

被害者から原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の申し立てがなされた場合は、誠実かつ迅速に対応する。当該和解仲介手続において和解案が示された場合には、これを尊重するなど和解仲介手続が長期化しないよう努める。また、和解が成立した場合には、迅速に賠償金を支払う。

## **9. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策**

原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合は、当該指針で示される考え方を参考とし、損害賠償を迅速かつ適切に進める。また、指針に示されていない損害についても、個別の事情を踏まえ適切かつ柔軟に対応する。

## **10. 原子力損害賠償実施方針の変更の記録（作成又は変更を行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）**

本方針を変更する場合は、変更日、変更内容およびその理由についての履歴を冒頭に記載する。

## 1 1. 原子力損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

北海道電力株式会社

電話番号 011-251-1111 (代表)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日, 12月29日~1月3日, 5月1日を除く)

以上